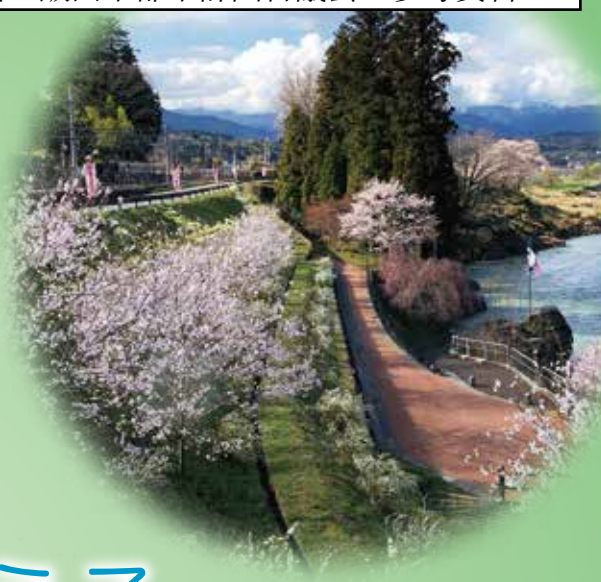

みんなで支える
豊かな川路

第2次 川路基本構想

2023-2032 年度

第2次 川路土地利用計画

2023-2042 年度

川路まちづくり委員会

川路居住憲章

2019（令和元）年 制定

目的

私たち川路に暮らす住民は、多くの先人たちが幾多の困難を乗り越えて守ってきたこの土地を大切に受け継ぎ未来に繋ぐために、「みんなで支える　豊かな川路」をつくり、住民としての責務を果たすことを目的とします。

前文

私たち川路に暮らす住民は、お互いに支えあい、住みよく豊かな暮らしを築いていくことをめざしてまちづくりを進めています。

そのためには、今 川路に住んでいる人、これから住もうとしている人たちが常に安心して豊かに暮らしていくために、相互扶助の大切さを理解し、一人の漏れもない全員参加の地域づくりをしていかなければならないと考えました。

私たちは、こうした川路をつくるために「川路居住憲章」を制定します。

憲章 1 つながり、相互扶助の精神を大切にします

私たちは、一人では生きていけません。例えば、大雨や地震による大災害が発生したとき、自分の力だけで、大切な家族や近隣住民を守ることができるでしょうか。もしもの災害が起きた時に、「川路に一人の犠牲者もいない」という態勢をつくりたいと願わずにはいられません。

そのために大切なことは、普段から隣近所の仲間を理解し、助け合える関係を築き上げる「相互扶助（＝助け合い）」の意識を育んでおくことです。

また、地域の景観や環境美化は、道路や公園などを皆で掃除する共同作業によって、支えられています。さらに地域行事等への参加により、交流が生まれ、つながりが深まり、日常生活が豊かなものになっています。安全安心で、環境が整った住みやすい川路をつくるためにも、一人は皆のために、皆は一人のためにという意識を育んでいくことを大切にします。

憲章 2 「地域全体の財産」をみんなで守ります

土地は個人の所有ではありますが、住みやすい川路をつくるための「地域全体の財産」です。所有者を含め、川路で暮らす住民全員が、土地の在り様を心がけ、よい住環境をつくることは、質のよい空間、誇り得るふるさとづくりにもつながります。

住民全員が地域の責任者であり、土地の利用の際には、何十年後かに問題が生じることのないよう、川路全体を見渡す広い視野と、長期的な視点を持って、地域全体の財産を守ります。

憲章 3 地域の担い手づくりを進めます

地域では、生活環境の維持作業、伝統文化の継承の他、さまざまな活動が行われています。更なる少子高齢化に向かう中で、今いる人、これから暮らす人いずれもが、地域を支える担い手になっていただくことが必要です。

地域活動についての住民アンケートでは、「地域で暮らす責任」、「住む場所を自分で守るのは当たり前」、「住民の務め」と多くの方が回答したように、先代から受け継がれてきた「自分たちの地域は自分たちで創り、守る」精神を、次世代に繋げていくことが求められています。

そのため、時代に合わせた地域活動の見直しと共に、若い世代が川路を学ぶ場、共助による自治の理解を深める機会を大切にして進めます。

第2次 川路土地利用計画 2023(令和5)年度▶2042(令和24)年度

これまでの土地利用計画

川路地区では、折に触れて地域の将来構想をまとめてきました。1997（平成9）年、飯田市の第4次基本構想・基本計画の重点プロジェクトとして、天竜川治水対策事業と三遠南信自動車道の天龍峡インター周辺整備を中心にした、天龍峡エコバレー構想が策定されました。

17年の歳月を掛けた盛土事業の完成で、かつての水害区域は幅員28mの都市計画道路が南北に走り、その周辺は工場地域、良好な農地、住宅地が生まれ景観は一変しました。その地域の活用を踏まえた川路地区第2次将来計画が2002（平成14）年に発表されました。

さらに9年後の2011（平成23）年、川路まちづくり基本構想（第1次）が策定されました。これらの計画には、私たちが住まう地域の美しい自然や、文化を大切に維持することが明記されて今日に至っています。

川路地区が治水対策の盛土整備を行う上で都市計画区域に指定されたことにより、地域内の社会基盤整備も進み、移住者の増加が顕著になりました。その一方で、核家族化傾向が一層強まり、本来なら住み続けられる住宅が空き家となって、地域に点在しています。その空き家は増加の一途をたどっています。

土地利用計画の必要性

住宅地は、近年の移住者の増加により、無指定地域（白地区域）にある農地の宅地化に拍車を掛けています。無指定地域は、JR川路駅前のような地区計画による規制がないため、無作為な宅地化が自然と融合する景観を損ないつつあります。

里山は、地域の大事な自然として保存を望む声が多数あります。しかし、所有者の高齢化によってその維持に困難を極めているのが現状です。

農地についても、地権者、耕作者の高齢化に伴い耕作放棄地が増加しています。

川路居住憲章に謳う「地域全体の財産をみんなで守る」ためにも、地域住民の関わり方を模索する必要があります。

これまでの将来計画、基本構想の提言には、これからも維持すべき内容が盛り込まれています。大事なのはそれをどのように実行していくかです。三遠南信自動車道の延長、リニア中央新幹線開通は、南信州の玄関口である川路地域を大きく変貌させるに違いありません。

この地に住まう私たちにとって、豊かで心安らぐ川路地区を作り上げていくのは私たち自らでなければなりません。そのために、実効性のある土地利用計画が必要であると考えます。

対象期間

対象期間は、20年間【2023（令和5）年度から2042（令和24）年度】とし、必要に応じて適宜見直しを行います。

川路土地利用計画図

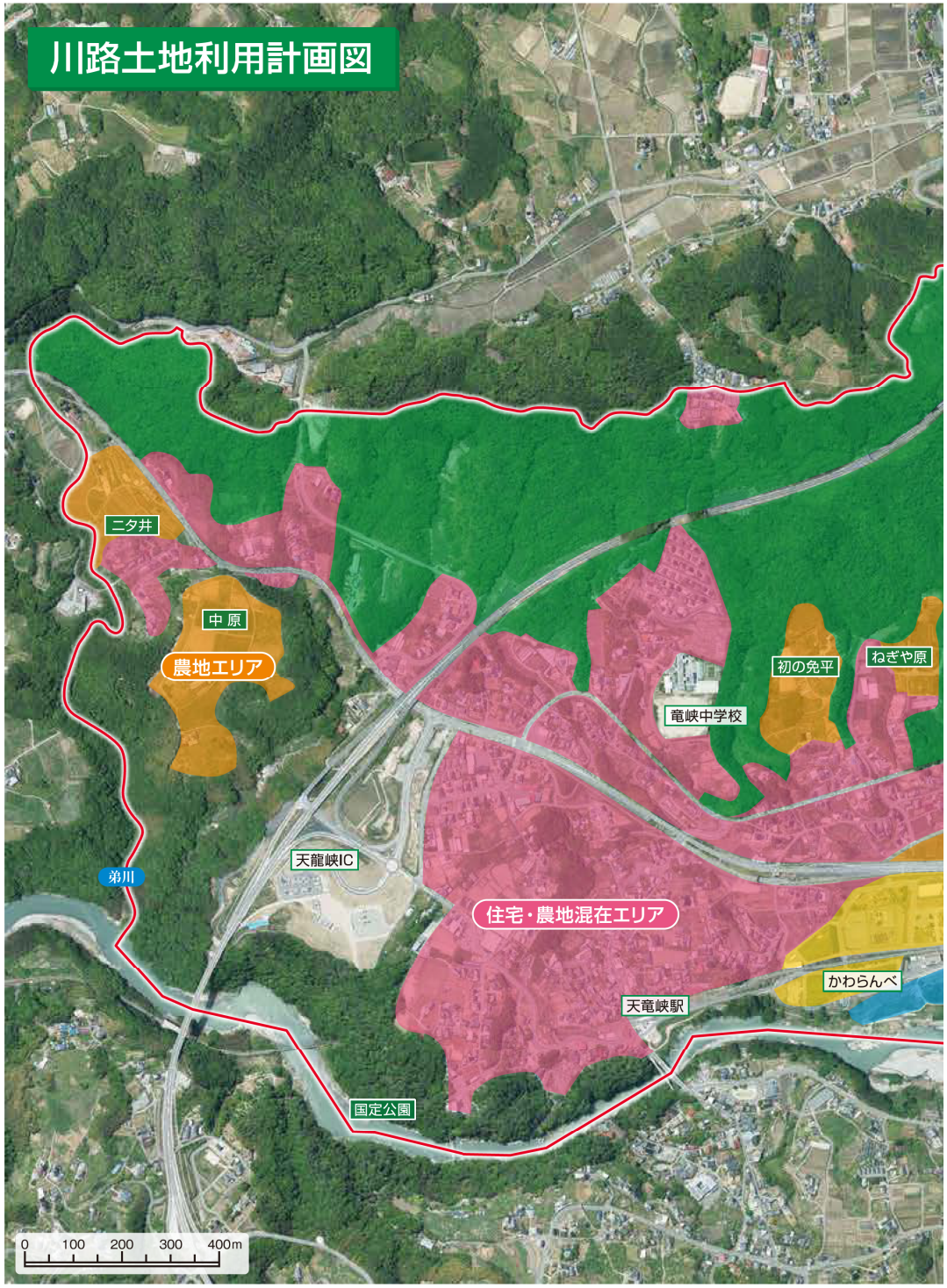

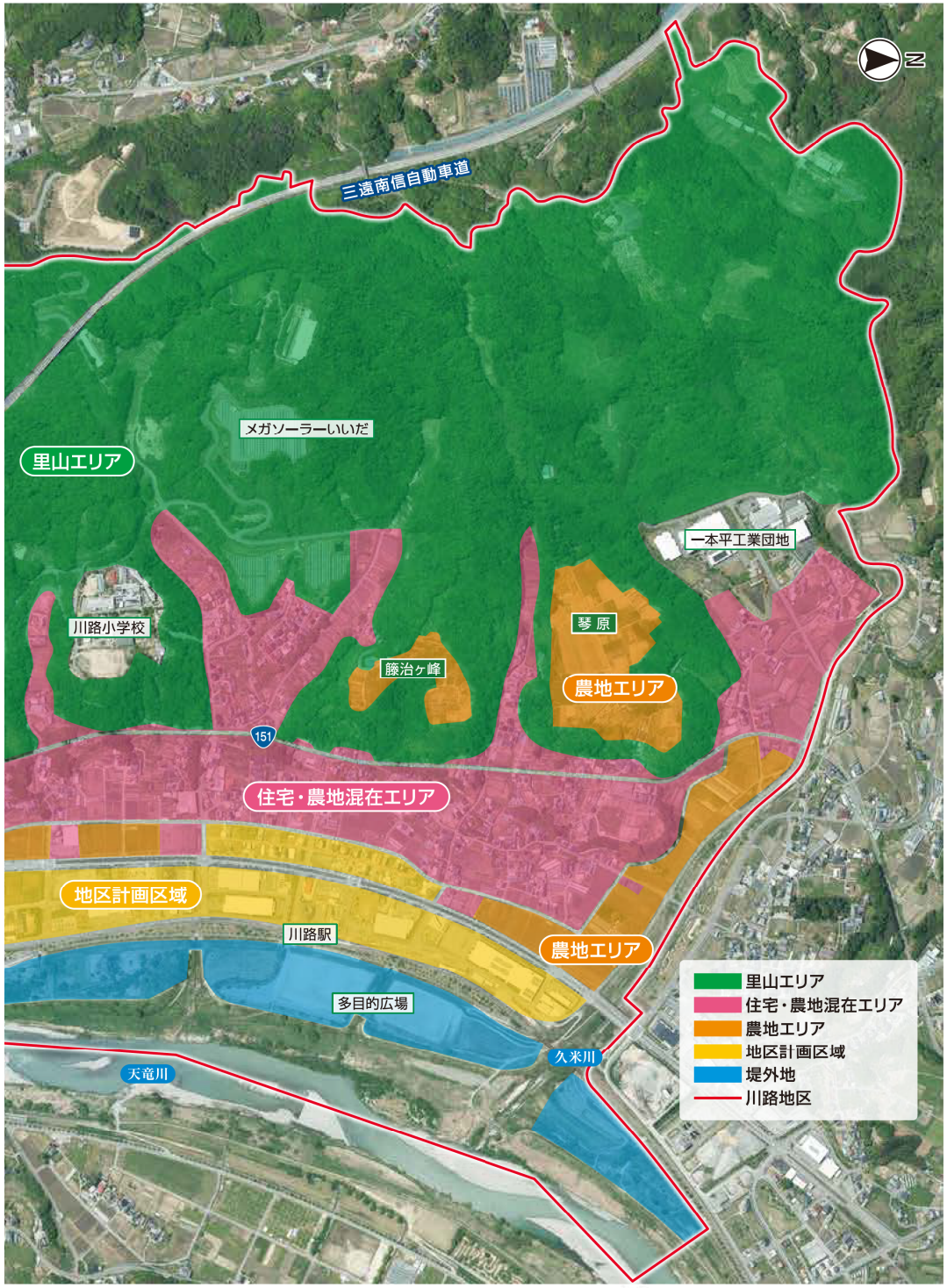

この測量成果は、国土地理院長の承認を得て同院所管の測量成果を使用して得たものである。「（承認番号）令3関公第43号」

地域の土地の分類

分類	地域	
里山エリア	●2区から8区までの三穂境の山林	
農地エリア	●2区から5区までの県道上川路大畑線（28m道路）沿いの水田 ●久米川沿い矢河原から県道上川路大畑線（28m道路）の沿いの水田 ●国道151号の西側から三穂境の山林に至る畑地 ●8区中原の畑地、ニタ井の水田	
住宅・農地混在エリア	●県道上川路大畑線（28m道路）から国道151号に挟まれて、住宅と農地が混在する地域 ●7区から8区の天龍峡IC周辺の地域	
地区計画区域	●県道上川路大畑線（28m道路）の東側のJR飯田線まで ●県道上川路大畑線（28m道路）の西側に整備された住宅ゾーン	

里山エリア

里山を保全する

里山の現状

●地権者の高齢化が進み、生活にも必要でないため関心が低く、維持が困難になって管理されていない。
●所々に山林を崩す開発が見られ、大規模な開発計画がある山林も存在する。

里山の特性

●広葉樹が多く豊かな植生がある。
●恵那山から天龍峡までつながる「森の帯」がある。
●急峻な地形に多くの小河川がある。
●生活圏と隣接し、すぐに里山に行ける。

里山を保全する意味

●川路の景観を守る。
●急峻な地形の崩落や、小河川の洪水の危険を防ぐ。
●小鳥や小動物などの生態系を維持する。
●人々の癒しとなり、自然の恵みを享受できる。
●子どもたちの自然体験の場となり、学びの意欲を向上させる。

里山を保全する方法

❶里山整備委員会で現状を把握し、保全の対策を検討する。
❷地権者の理解を得て「里山管理組合」を設置し、具体的な保全作業を実施する。（できる限り業者に依頼する）
❸管理する里山について、自由に出入りできるように整備し、自然の恵みも自由に享受できるようにする。
❹間伐材などを薪として活用する。
❺里山に関する学習会を開いて森林管理について理解を深める。

農地エリア

残す農地とその他の転換を図る農地を選別し、地域農業を維持する
農業者と消費者の交流を深め、域産域消を一層進める

農地の現状

●耕作放棄地が増加している。特に国道151号の西側から里山に至るまでの傾斜地、及び沢沿いの日の当たらない耕地はすでに放棄地となっている所が多い。
●耕作者の高齢化と後継者不足が著しい。

農地・農家の特性

●面積の大きな耕作地が少なく、大規模経営が難しい。
●家の周辺に小さな農地が多い。
●専業農家は非常に少なく、兼業が多い。
●米、野菜、花卉、果実等多様な農産物が生産されている。

農地を守る方法

❶将来にわたって守る農地を見える化する。（農業ゾーン、琴原、中原）
※盛土事業で整地された矢河原から5区までの農地を農業ゾーンという。
❷将来にわたって守る農地への取り付け道路を整備する。
❸定年後のシニア世代の生きがいとして農業を推奨する。
❹他に仕事を持つ人も、週末には家の周辺の農地を耕作する。
❺川路農園などを整備し、子どもから大人まで農業体験者を増やす。
❻農産物直売所を充実させる。
❼川路田園支援隊（仮称）を組織し、農家への支援を行う。
❽保全困難な農地は他の用途を模索する。
耕作者の高齢化は顕著で、農地の大きな変化が予想される。
地域全体の景観の変化等を踏まえ、農業振興会議を中心とした議論に参画する。

住宅・農地混在エリア

住宅地と農地の混在した現状を維持する
空き家を解消し、住宅周辺の緑化を心掛ける

住宅地の現状

- 農地が転用され、虫食い的な開発が見られる。
- 空き家が増加し、朽ち果てて行く家も見られる。
- 小河川沿いに住宅が連なって建てられている。(三六災害以降顕著)

住宅地の特性

- 農地の中に住宅があることで、特色ある景色を形成している。
- 低地の平らな部分から西側の傾斜地まで住宅が連なっている。

住宅地を維持する方法

1. 新たな住宅を建築する場合は、川路地区計画を尊重する。
2. 都市部に住む川路出身者や移住を希望する人たちに Uターン・Iターンを促す。
3. 空き家を優先的に活用し乱開発を防ぐ。
4. 新築をする場合、住民同士の交流が図られるなど周囲の環境に融合するように心掛ける。
5. 住宅エリアの景観を維持するため植栽を心掛ける。また、新築の家に対して庭木をプレゼントする。
6. 里山及び河川の管理を行い、沢筋に建てられた住宅を守る。

地区計画区域

地域の実情に合わせて地区計画を見直す

住宅エリア

- 住宅エリアに残る空き地に対し、住宅が建てられるよう促す。
- 地区計画にある規制等を第2、第3世代に周知する。

工場エリア

- 土地を管理している土地管理組合と連携し、企業との対話を進めるなど状況の把握に努める。
- 地域が立地を期待する業種を土地管理組合と協議して誘致を図る。

地区計画区域内全体

- 屋外広告物条例を遵守しつつ、効果的な案内看板を設置する。
- 店舗・飲食店などの大型店の誘致もできるよう、現行床面積1,000㎡以内とする制限を見直す。

地区計画区域エリア図

この測量成果は、国土地理院長の承認を得て同院所管の測量成果を使用して得たものである。「（承認番号）令3関公第43号」